

京都市消防局告示第5号

京都市火災予防条例第54条の10第1項の規定に基づき、次のとおり指定催しを指定しました。

令和8年8月4日

京都市消防局長 名畑 徹

指定催しの名称	期 間	場 所
四ノ宮地蔵会	令和8年8月22日から同月23日まで	山科区旧三条通外環から旧三条通四ノ宮交差までの道路上

(消防局予防部予防課)